

| No | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|------------|---------------------------|---|--|
| 更新必須工事について | | | |
| 1 | AHU-3 省エネVベルトについて | 補助金申請の内容にAHU-3の省エネVベルトの導入が見込まれています。PACの増設により現在は使用していないと機器台帳にありますが、工事内容に含む必要はあるでしょうか。 | 今後使用する見込みはないことから、工事内容に含む必要はありません。 |
| 2 | 屋上PAC室外機対塩害仕様について | 屋上設置のPAC室外機は対塩害仕様になっています。本工事で設置する屋外設置機器は対塩害仕様で選定する必要はあるでしょうか。 | 選定機器により、耐塩害仕様が必要である場合に限り、耐塩害仕様としてください。また、提案書上に耐塩害仕様の有無について記載をお願いします。 |
| 3 | 屋外キャンピーダウンライト機器の耐塩害仕様について | 屋外キャンピーのダウンライト機器は大多数が錆付いている。屋外照明は場所によっては塩害も懸念されるが、耐塩害仕様にした方がよいか。 | |
| 4 | 汚水及び湧水排水ポンプについて | P-5汚水ポンプ、P-8湧水排水ポンプは竣工図で6台ありますが、更新機器台帳では4台になっており数量が異なります。正しい数字をご指示願います。 | |
| 5 | P-8について（1） | 更新対象機器（機械）では、湧水排水ポンプ（P-8）は2台と表記がありますが、衛生設備系統図、およびB1階衛生設備平面図には6台記載があります。今回更新する湧水排水ポンプの台数は、6台と考えてよろしいでしょうか。 | P-5は図面及び機器台帳共に4台です。 P-8は図面の6台を正とし、機器台帳を修正します。 |
| 6 | P-8について（2） | 提案募集要領のP.20の表8-3「更新及び改修を必須とする対象設備」についてです。P-8、汚水排水ポンプ（4台2組）と記載指示がありますが、現地は湧水排水ポンプ（6台3組）あるように見られました。ご指示の通りに、更新対象としてよろしいでしょうか。 | |
| 7 | P-4、IE-3について | P-4加圧給水ポンプはIE-3モーター搭載ポンプに更新済みの模様でした。更新の必要は無いように思いますが更新必須設備から除外することは可能でしょうか。 | 2台共に2017年11月に更新済みであり、更新対象外です。また、機器台帳を修正します。 |
| 8 | P-4について（1） | R階設置加圧給水ポンプP-4は更新されているようでしたが、今回の『更新及び改修を必須とする対象設備』から除外してもよろしいでしょうか。 | |
| 9 | P-4について（2） | P-4、補給水ポンプ（2台＝1組）は既に一度更新（機器台帳、2002年）をしております。ご指示の通りに、更新対象としてよろしいでしょうか。 | |
| 10 | P-5及びP-7について | 衛生竣工図P-9の地下1階の平面図についてです。倉庫に記載しているポンプはP-5（汚水）×2台と記載しておりますが、P-7（雑排水）×2台が正しいと思います。地下1階倉庫下の水槽（雑排水槽）はP-7でよろしいでしょうか。対象設備から除いてよろしいでしょうか。 | 地下1階倉庫の水槽はP-7が2台であり、更新対象外です。 |
| 11 | 既存LED箇所について | 既にLEDに更新されている器具については、更新対象外としてよろしいでしょうか。 | その通りです。 |
| 12 | 照明器具LED化箇所について | 川崎市様追加配布資料「照明器具（LED化・間引き箇所）1～5・6～11京急サービス作成。PDF」について配布いただいた資料とウォークスルー結果を照らし合わせると、LED化（黄色ハッチ）箇所が、現地設置状況より少ないと考えられる。更新対象、また削減数値・保証額において左右する為、正しい資料を開示いただきたい。 | 別紙（照明器具配置図面 最終版）参照願います。 |
| 13 | 照明器具省エネ蛍光灯箇所について | 川崎市様追加配布資料「平成24年度省エネ蛍光灯変更業務（1）.pdf、平成24年度省エネ蛍光灯変更業務（2）.pdf」について配布いただいた資料とウォークスルー結果を照らし合わせると、省エネ蛍光灯（岩瀬プリンス電機製）の箇所が配布資料の記載には少ない事が見受けられる。削減数値・保証額において左右する為、正しい資料を開示いただきたい。 | |
| 14 | 間引き照明について（1） | 現状、照明は間引き点灯していますが、LED更新後も間引き点灯すると考えてよろしいでしょうか。 | 更新後に間引きはしません。 |
| 15 | 間引き照明について（2） | 「No.14間引き照明について（1）」の間引き点灯で点灯してない照明器具は既存のままとしLED更新対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 更新対象です。 |

| No | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----------|---------------------------------|---|---|
| 16 | 照明器具ルーバーについて (1) | 照明器具ルーバーについて 募集要項P20表8-3電灯設備備者にルーバーは不要と記載があるが、既設ルーバーについても全て撤去するという考えでよいか。 | 原則、全て撤去してください。ただし、第4～6会議室に限り、施設側より電灯交換時のメンテナンス性を配慮した意匠の改善の希望があり、JIS基準照度を確保、かつ、増エネにならない範囲で任意提案をお願いいたします。 |
| 17 | 照明器具ルーバーについて (2) | 表8-3『更新及び改修を必須とする対象設備』備考欄に更新するLED照明器具はルーバー不要と記載ありますが、11階会議室等の建築折上天井に設置されているルーバーは撤去不要と考えてよろしいでしょうか。 | |
| 18 | 照明器具の照度について | 現状設置されている照度に関する能力について、照明器具および電球と同等なLED照明に更新するものと考えてよろしいですか。 | JISの照度基準を満たすように設置してください。 |
| 19 | 照明設備12階ダウンライトについて | 12階 旧レストラン ダウンライト照明について 旧レストラン内ダウンライトについては、現在使用されていない（全てランプが抜かれている）と推測されるが、ダウンライトは更新対象外とし、ベースライトのみの更新として良いか。 | その通りです。 |
| 20 | 照明設備3階展示場ライティングレール照明について | 3階展示場照明について 展示場内にライティングレール照明が増設されているが、ライティングレール照明は更新対象となるか。 また更新対象外である場合は、撤去が必要でしょうか。 | 更新対象外ですが、任意提案により、撤去、処分することが望ましいです。 |
| 21 | 非常用照明器具電池仕様について | 募集要項P20 「表8-3 更新及び改修を必須とする対象設備」 電灯設備備考記載の「非常用照明器具は電池内蔵型」とすることと記載があるが、現地埋込専用型非常灯については 電源別置型（自家発電機から非常時供給）の非常灯となっている。 現地既設非常灯機器と同じ仕様の機器更新で良いか。 | その通りです。 |
| 22 | 誘導灯について | 誘導灯は平成30年3月に更新済みのようですが、工事対象から除外してよろしいでしょうか。 | 更新済箇所は工事対象外で良いですが、それ以外は更新する必要があります。 |
| 任意提案等について | | | |
| 23 | PA-01～PA-06の更新工事の有無について | 屋上に室外機が置いてある系統（PA-01～PA-06）は工事対象外でよろしいでしょうか。 PA-01、PA-02は2010年11月に更新済みとなっております。 | その通りです。 |
| 24 | 施設の衛生器具の今後の更新について | 手洗いなどの衛生器具が更新されている箇所が見受けられました。手洗いの水栓や便器など、トイレ内の衛生器具に関して現時点で更新を計画している箇所がありますでしょうか。 | 現在更新予定はありません。 |
| 25 | ホール舞台照明の更新工事について | ホール舞台照明は休館期間中（H31.10.1～H31.11.30）に更新工事可能と考えてよろしいでしょうか。また、ホール舞台照明装置メーカー担当者および保守業者の連絡先を教えてください。 | 更新工事可能です。 また、メーカー及び保守会社は東芝エルティールエンジニアリング、電話番号044-331-7576です。 |
| 26 | 産業振興会館の課題について (送排風機更新要望) (1) | 送排風機を更新したい。ドレンパンも発錆あり(28年間更新していない)。上記の記載についてですが、対象機器はAHUのドレンパンでよろしいでしょうか。他があれば仕様書、設置位置、台数等をご指示をお願いします。 | AHUのドレンパンです。 |
| 27 | 産業振興会館の課題について (送排風機更新要望) (2) | B1F～R階の排風機(20台)を更新したい。上記の記載についてですが、対象機器のご指示をお願いします。仕様書、設置位置、台数等をご指示をお願いします。 | 別紙（排風機換気扇資料）参照願います。 |
| 28 | 産業振興会館の課題について (送排風機更新要望) (3) | B1F、2階の換気扇(6台)を更新したい。上記の記載についてですが、対象機器のご指示をお願いします。仕様書、設置位置、台数等をご指示をお願いします。 | |

| No | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----------|--------------------------|---|---|
| 追加資料等について | | | |
| 29 | 各企業の休業日について | 工事期間も稼働する各企業の休業日を教えてください。 | 川崎市産業振興財団：土日祝日 川崎市商店街連合会：土日祝日 川崎市工業団体連合会：土日祝日 川崎工業振興倶楽部：土日祝日 川崎市観光協会：土日祝日 産業・環境創造リエゾンセンター：土日祝日 かわさきMOVEARTOO隊：土日祝日（ただし不定期に出勤する場合あり） 川崎市経済労働局金融課：土日祝日 |
| 30 | PCB含有調査の有無について | トランス、コンデンサ、安定器等、PCB含有調査は過去に実施したことがあるでしょうか。 | PCB含有調査は実施しておりません。 なお、1987年製のためPCBを使用していないと考えております。 |
| 31 | アスベスト含有調査報告書の有無について | 吹付材および煙突断熱材のアスベスト含有調査報告書はありますが、下記についてアスベスト含有の有無を御提示ください。 1. 冷温水機発生機（R-1、R-2） 2. 蒸気発生器（B-1） 3. 配管、ダクト、煙道等の機械設備保温材 4. 配管、ダクト、煙道等のフランジパッキン 上記についてアスベスト含有有無が不明な場合は、蒸気配管フランジパッキン及び煙道フランジパッキンのみアスベスト含有があるものとし、その他設備等にはアスベスト含有は無いと考えてよろしいでしょうか。 | 12階空調配管及び煙突一部アスベスト含有有りです。 株式会社伊藤公書調査資料参照（平成23年3月、平成27年3月） |
| 32 | 貸室の利用状況について | 貸室（1階ホール、4階展示室、9階研修室、10階和室、10階会議室、11階会議室）の利用状況（平成25年、26年、27年、28年、29年の各年における各月毎の利用日数、利用時間）資料を開示ねがいます。 | 別紙（貸室利用実績H25～H29年度分）参照願います。 |
| 33 | ガスメーターについて | ガスメーターが3ヶあることを設計図で確認しました（冷温水発生器用、蒸気発生器用、厨房用）。 光熱水費資料内の『一般契約』は蒸気発生器用メーターの数字であるとの理解でよろしいでしょうか。 | その通りです。 |
| 34 | ガスメーターの系統別資料について | 平成28年度、29年度における各月の都市ガス使用量を冷温水機系統、ボイラ系統、厨房系統のガスメーター毎に御提示ください。 | 別紙（ガス使用量H28、H29年度）参照願います。 |
| 35 | 図面の追加について（地下1階ポンプ室及び湯沸室） | 衛生竣工図P-19の地下1階ポンプ室、湯沸室の平面図についてです。図面の閲覧が難しい為、閲覧可能な資料を送って頂けないでしょうか。又は、B-1の貯湯槽のお湯の行き先をご教授お願いします。行き先の器具や機器等の資料を頂ければ幸いです。 | 資料閲覧はウォークスルー時のみとなります。なお、B-1貯湯槽のお湯は1Fトイレ手洗いとB1Fトイレ・清掃員控室で使用しています。 |
| 36 | 空調機器設計計算書について | 設計計算書を頂けないでしょうか。AHUの外気量の確認をさせて頂ければと思います。よろしくお願ひします。 | 資料はありません。 |
| 省エネ計算について | | | |
| 37 | 補助金申請資料について（照明器具の計算） | 川崎市様配布資料（補助金申請資料） 「2-8-1、2-8-2.照明設備の高効率化（産業振興会館）」について 補助金対象箇所すでにLED化済みの箇所、また省エネ蛍光灯を使用している箇所において、申請資料と現地状況に相違が見受けられる。 削減数値において左右する為、正しい資料を開示いただきたい。 | 照明設備に関して、再計算した省エネ計算書を配布いたします。 また、一次エネルギー削減率42.9%、二酸化炭素削減率43.1%、改修工事費等サービス料48,625万円（税抜）、光熱水費削減額420万円（税抜）、省エネルギーサービス料420万円（税抜）に修正します。 |
| 38 | ベースラインの設定について | ベースラインの数値は、「No.11 既存LED箇所について」のLED更新後の数値と考えてよろしいでしょうか。 | |
| 39 | 一次エネルギー削減量の算出条件について | 現地ウォークスルー調査で現地を確認させていただきましたが、施設内LED化がかなり進んでおりました。今回のベースラインの一次エネルギー削減率49.6%/年以上は現状の運営状況より算出された条件と考えて宜しいでしょうか。 | |

| No | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----------------|----------------------------|--|--|
| 40 | 蒸気加湿器の使用停止期間の詳細について | 現状エアハンドリングユニットの蒸気加湿は熱すぎる等の問題があり使用を停止して運用している旨をウォークスルー時に現地係員の方よりお聴きしました。ベースラインには加湿に要する光熱水費は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。使用頻度が向上して、加湿に要する光熱水費用およびエネルギーがベースラインより増となります。この増分は提案の前提条件の削減率および削減予定額より除外して良いと考えてよろしいでしょうか。 | 加湿を停止した時期が平成20年頃であることから、ベースラインには含まれていません。加湿の方法については事業者の提案によりますので、エネルギー増となる場合は、提案の前提条件の削減率および削減予定額より除外できません。 |
| 施工計画等について | | | |
| 41 | 既存設備の残置扱いについて | 現在すでに使用されていない設備（CT-01、AHU-3、PAC-01など）が見受けられますが工事に必要な限り残置としてよろしいでしょうか。 | 残置として良いですが、任意提案により撤去していただくことが望ましいです。 |
| 42 | 工事期間中の営業企業フロアの平日作業について | 工事期間中も営業している企業のいるフロアで共用部や機械室での作業は平日も実施可能でしょうか。 | 機械室での作業は可能です。共用部での作業は通行等の支障にならない範囲で可能とします。ただし、工事により騒音等が発生する場合は、別途調整といたします。 |
| 43 | 工事期間の作業日及び作業時間について | 『特に配慮が必要な事項』に休館日（H31.10.1～H31.11.30）で常時使用している箇所が色別されています。この常時使用している箇所および共用部の工事は土日祝日および夜間の工事が可能と考えてよろしいでしょうか。 | テナント部分については、土・日・祝で対応願います（基本夜間不可） |
| 44 | 工事に支障の出る残存物について | 3F 旧ジェットロ川崎内に机・パーテーションが残置されております。工事に支障をきたす場合は撤去してもよろしいでしょうか。 | 工事に支障をきたす場合撤去してよいです。工事の計画時に、お教えてください。 |
| 45 | 工事期間中の水道及び電気料金について | 工事中に使用する水・電力は施設側負担でよろしいでしょうか。 | 施設側の負担とします。 |
| 46 | 工事期間の隣接マンション使用者車両通行止めに関して | 荷捌き横の通路が現状マンション入り口通路を兼ねているようです・工事期間中一時的に車両通行止め（8時間程度）が発生する可能性があります。問題ありませんか？ | マンション駐車場の出入口は1箇所のため原則、不可です。 |
| 47 | 工事期間の車両通路幅縮小について | マシンハッチを開く際にマンション入り口通路（荷捌き横）を車両制限して工事をやりたいと考えております。通行止めではなく、養生や囲い等により少し通路幅を小さくする等の制限です。車両制限しても問題ありませんか？ | 乗用車以外に宅配便や引越し、ゴミ収集等の車両が入る可能性があるため、それらが通行可能な車幅で計画して下さい。 |
| 48 | 現場事務所について | 現場敷地内で仮設事務所のハウスを建てるスペースが見当たりません。建物内の工事期間中に空いているお部屋を借用して、現場事務所として営業をすることは可能でしょうか。 | テナント予定室は使用することはできませんが、施設内の工事エリアについては使用できる部屋があります。 |
| 空調熱源の能力の見込みについて | | | |
| 49 | 空調熱源の能力の見込みについて（テナント対応として） | テナント対応として空調熱源に余裕を見込む必要はありますでしょうか。ある場合はどれくらい見込むかご指示願います。 | テナント対応については、余裕を見込む必要はありません。 |
| 補助金申請について | | | |
| 50 | 補助金申請内容の変更について | 補助金申請時の取組内容を変更することは可能と考えてよろしいでしょうか？ | 変更については国の見解によるところがあり、補助金採択内容からの著しい変更は、補助金の変更申請ができない可能性があります。現計画より省エネ化につながる（二酸化炭素排出量削減率が高くなる）機器仕様の変更の場合は、変更申請により可能であると考えます。 |